

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いたみ杉の子（以下「法人」という。）定款第21条並びに第8条に規定する理事及び監事等（以下「役員」とする）の報酬及び費用弁償、旅費、慰労金（以下、「報酬等」という。）について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、職務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長及び業務執行理事については、「報酬」を支給する。

(2) 理事長及び業務執行理事でない理事及び監事（以下、「非業務執行役員」という。）については、業務に応じた「費用弁償」を支給する。

(3) 役員等には、法人業務のため出張したときは「旅費」を支給する。

2 非業務執行役員においては、おおむね5期以上の任期を基準に「慰労金」を支給することができる。この場合、理事会の承認を得るものとする。

### (職員給与の優先)

第3条 法人職員が在籍のまま役員に就任する場合、職員給与規程による給与及び退職金等を優先し、報酬並びに費用弁償等は支給しない。

2 上項、職員が退職し、引き続き常勤（週5日もしくは40時間以上）の役員等に就任する場合は、本規程に基づく報酬等を支給するとともに、本人の希望により退職金共済を継続することができるものとする。

### (報酬の総額範囲)

第4条 理事長及び業務執行理事の報酬の総額範囲は、1人あたり年額600万円を上限とする。

### (報酬等の支給基準)

第5条 理事長及び業務執行理事の報酬は、当該理事が、常勤（週5日もしくは40時間以上）の役員として、法人代表業務及び管理監督業務等に従事した場合にのみ支給するものとする。

2 報酬の支給額は、法人の正規職員の給与基準としている国家公務員福祉職給与表に規定される報酬額を準用し、該当号俸は、理事会により決定する。なお、当該理事が61歳以上の場合は、同給与表再任用職員の給与額を基準とする。

3 法人は、報酬を支払う理事長及び業務執行理事の希望により社会保険、共済等の加入を行うことができる。

4 報酬の支給は、毎月の例月報酬と6月と12月に賞与報酬として支払う。

5 その他、報酬基準の詳細については理事会において決定する。

### (費用弁償の支給基準)

第6条 役員等が、理事長の指示を受け、役職に応じた業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、法人職員が役員となる場合は支給しない。

業務内容	費用弁償額
理事会等の会議に出席した場合	1回につき 5,000円
監事等が監査業務に従事した場合	1回につき 5,000円
その他、法人業務に従事した場合	1回につき 4,000円

(旅費の支給基準)

第7条 役員等が、理事長の指示を受け、出張等を行う場合、法人職員旅費規程に基づき、費用弁償とは別に旅費を支給する。

(公表)

第8条 社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬の支給基準の公表は、本規程をもって公表するものとする。

(その他)

第9条 本規程に定めのない日常の事項は、理事会において決定する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の議決を要するものとする。

## 附 則

この規程は、平成 9年 3月23日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。